

される。

要するに、私の主張したいのは、清朝の中頃まで公然行はれた、質入不動産の回贖權を永久に存續せしめる慣習が、唐代に於て既に存在したこと。唐の初の均田制度に於ては不動産の質入が全然許されて居たこと、其の許された理由は回贖の機會が永久に存在する爲であつたことである。

註一 貼といふ言葉が單獨に質入の意味に用られた例は頗乏しい。舊唐書卷九十四李嬌傳に天下編戶。貧弱者衆。亦有傭力客作。以濟糶糶。亦有賣舍貼田。以供王役。とあるのは其の乏しい例の一つである。

註二 舊唐書卷十五、憲宗紀下、元和八年十二月辛巳の勅に應賜王公公主百官等莊宅碾磑店鋪車坊園林等。一任貼典質賣。云云。とあるから、是より先、嘗て、王公公等に賜はつた莊宅碾磑等の貼典質賣を禁止したことがあつたらしい。併し唐律疏議卷十二に其賜田欲賣者。亦不在禁限。とあるに據つて考へれば、國初に於ては王公公百官等に賜はつた莊宅碾磑の類も賣質質入とも勝手であつたらしく受取られる。蓋初唐の頃は何人が如何にして得たるを問はず、總べて莊宅碾磑の類は、任意に賣質質入することを許したのであらう。さうして其後憲宗の元和八年に至るまでの間に於て王公公以下に賜はつた莊宅碾磑等の典質を禁ずることゝ爲つたのであらう。其の禁止が均田法崩壞前であつた

元初に於ける帝室と禪僧との關係に就いて

か崩壞後であつたかは詳でないが、假りに崩壞前であつたとしても、其れは唯王公公等人に賜はつた莊宅等に關することに過ぎないのだから、大體から言へば本文記述の如く、其の任意處分を許したと見做しても妨げあるまい。

註三 陳振孫書錄解題卷五、舊唐書卷百六十三崔元略傳子鉉の條、唐會要卷六十四宏文館の條等に據る。

註四 典質といふ言葉は、今の俗語では典と哈同義であつて、GIESの漢英辭書にも、典質を典當・典押・典質と共に一括して *pawn, to mortgage* と解釋して居る(併し大清律例や戶部則例などに見える典質・典質は典と賣質との二つを指して居る。本文に引いた唐會要・資治通鑑・白居易奏狀の典質・質賣も大清律例などの場合と同じく典質と賣質との意に解釋すべきである。即ち註四に引いた元和八年の勅にある貼典質賣の約と見るべきである。序に云ふ、質賣の質も賣るの義である。唐代の載籍に質を賣るといふ動詞に使つた例は頗多い。

元初に於ける帝室と禪僧との關係に就いて(下)

園下大慧

四 蒙哥と南方佛教

(イ) 憲宗と海雲

第一二卷

八九

海雲禪師が元の帝室と漸次接近し來つたことは、前節に於いて述べ來つた通りであるが、更に又元史憲宗紀を見ると、

元年六月以僧海雲掌釋教事、以道士李真常掌道
教事⁽⁷⁶⁾

とある。これ元史に於いて憲宗と海雲との關係を示せる始めにして且つ終りである。元史は唯この一箇所に海雲の名を載せてゐるばかりであるが、元室と彼との關係はしかく簡單なものではないことは節を追うて明かになることと信ずる。彼が憲宗の元年に突然拔擢せられて釋教の事を掌ることになつたのではない。それは通載の記する所によれば、

丁未貴由皇帝即位、頒詔、命師(海雲)統僧、賜白金萬兩、師於昊天寺建大會、爲國祈福、太子合賴察請師入和林、延居太平輿國禪寺、尊師之禮非常⁽⁷⁷⁾

とある。貴由(Kuyuk)は言ふ迄もなく定宗で、丁未

はその即位の二年である。この時に海雲は詔を以て僧を統べることを命ぜられてゐるのである。前帝太宗のとき既に、相當の功績を立てたことが認められて、皇太后から大士の尊號を賜つてゐた位であるから、定宗の二年にこの事があつたからとて、決してあやしむに足らぬことである。そうなると憲宗のときにあつては、いきほひ再任如故と言つたことにならなければならぬ。そこで、通載に再び立ち戻つてこれを見ると、前掲の記事のあとをうけて、

辛亥(憲宗元年)、蒙哥皇帝即位、頒降恩詔、願優渥、命師復領天下僧事⁽⁷⁸⁾

と書いてある。こゝに「命師復領天下僧事」とある、復の字に注意すべきであらう。であるから實を言へば、元史定宗紀に一度現はれ、憲宗紀にも亦出すべき記事であるが、どうしたことが元史には、前の憲宗の條に見えるのみである。恐らく政治史を主とせる元史の編者にとつては、一僧の任命黜陟の如きは

大したことでないと見えたのでかうしたことになるのであらう。然しこれは通載の記事を以て、元史を補ふべきものであると思ふ。

一體憲宗は太祖や世祖と違つて、優柔不斷のところがある人であるが、非常に巫覡にこつて、これを盲信してゐた人であるから、海雲の如きを顧問として、政務萬端を親裁したとは思はれない、従つて憲宗と海雲との關係は、唯だ海雲をして釋教の事務に執掌せしめたといふ關係以上に出でなかつたらしい、といふ理由は憲宗の代には當時潛邸にあつた忽必烈 (Yüchih) が、大に活動してゐることが色々な方面から明かであるからである。夫故憲宗は、寧ろ虚器を擁してゐたやうな處も窺はれないでもないからである。

(ロ) 道佛二教の論諍

憲宗の時代に起つた事件のうちに、佛教史上に最も重大なるものが一つある、それは道教と佛教との

元初に於ける帝室と禪僧との關係に就いて

論諍である、漢魏以來鬭争を續け來つたこの二教がこの時代に衝突した、これを最後に道佛の紛擾は暫く後を絶つことになる。その意味からこゝに重大と言つてゐいたのである。扱つてこの事件も表面は専ら憲宗の事業のやうであるが、實際は忽必烈の活動であると言つても差支ない。元史にはこの論諍について一切見えてゐない、然し當時大都雲峰禪寺に長老たりし、如意祥邁なるもの敕を奉じて撰したる辯偽錄五卷はこの消息を傳ふること頗る詳細を極めてゐる。猶その外にも唐方、王盤等八人の儒者が同じく敕を奉じて撰したる、聖旨焚毀諸路偽道藏經之碑文がある、これ等と念常の佛祖歷代通載等を比較讀合せて見ると、愈その真相が躍動する然し今はこれを詳論するときではない、こゝでは唯だこの間に如何に禪僧が運動してゐるか、又その活動の結果はどうであつたかについて述べるにとどまり、道佛の論諍そのものについては、他日機會を見て再び詳述し

て見たいと思つてゐる、とは言ふものの順序として今その大體を述べる必要がある。

今その論議の動機とも見るべき直接の原因に就いてこれを見るに、この時道士李志常なるものあつて老子化胡成佛經及び八十一化圖なるものを板刻し、これを四方に頒布し、盛んに宣傳を行つた、道士の一人金坡王及び道人溫的罕の二人はその圖版と化胡經とを携へ、和林に來り朝廷近臣の間に流布し、大に布教を試みたのである。その分配に與かれる人々のうち土魯、乞台普華等は、その書中佛門を謗誣する所多々あるを見て、奇異の思を抱いてゐた、然るに丁度その時少林寺の長老福裕召されて和林にあり朝廷の欽仰厚く、寺を此地に建立中であつたので、この事をさし學士安藏(79)を使として、皇弟阿里不哥のもとに件の化胡經及び八十一化圖を獻じて、その僞妄を訴へた。阿里不哥之を披き驗するに甚だ虚妄なるかどが多いので憲宗に上訴し更に是非の判斷を乞

ふたのである。

然るにその訴に會せる朝廷の諸臣は固より、憲宗自らもその眞僞を詳かにしない。茲に於て一策を案じ少林長老の和林に滞在中なるを幸とし、これと道士李志常と大内裏に於て對決論議の上、その可否を決せむと企てられたのが、この度の道佛二教の大論議の發端である。これ實に憲宗の五年八月のことである。

然しその遠因とも見るべきものは、遙か以前から萌してゐた、太祖の二十一年(宋の理宗寶慶二年)頃から、彼の有名な全真教の開祖長春真人、即ち丘處機及びその一味のものが、太祖の親任厚さに乗じ、西京天城の夫子廟を破毀して、これを文成觀と改稱して道觀となしたことがあり、その他道士の横暴跋扈は頗る酷だしきものがあつた。或は佛寺を改めて道觀となし、或は佛像を破壊し、碑刻を倒し、寺有の田畑園地を荒し、或はこれを奪略して盛んに亂暴を致へ

てした。祥邁の評語に「倚著丘公氣力」とあるに見れば長春真人の親任あり勢力あるに乘じ、その傘下に横暴を逞うしたものと見える。この丘氏の後繼者として表はれたのが、こゝに問題の李志常であるから、道教と佛教とは、早晚何等かの形に於て一大衝突の活劇を演じ、而して後解決するにあらずんば、まさまりのつかぬ形勢になり來りつゝあつたのである。ところへ前記の事件が湧起し、その火蓋は切られたといふ譯である。

第一回の討論に於いては、論者としては少林福裕和李志常只二人の對決であつて、他の人々はその可否を聽聞すべき役割として、列座した迄に過ぎない。此間細かな議論があつて、結局李志常が裕長老に、言詰められ兜を脱いだ、「一詞罔措、拱手又手、唯稱乞兒不會而已」⁽⁸⁰⁾と辯僞録は書いてゐる。茲に於て憲宗は、少林長老の勝を宣し詔を出して、老子化胡經及び八十一化圖は無論、その他一切の僞經を燒却し、

元初に於ける帝室と釋僧との關係に就いて

尙ほ且つ從來占據せる寺堂寺領は、これを僧侶側に返却すべき旨を布告した。これが憲宗の五年九月二十九日の日附て君腦兒⁽⁸¹⁾ (Gur-khan) の Orda から發布された。これより僧侶側は詔勅を楯に、從來失はれたる寺領の恢復を計つたり、道藏の燒棄を迫つたりした道士側では論敗を認めず、曖昧の間に葬らうとするこの間に絶えず小暗闘が繰返される、かくて道士側で詔勅を奉ぜず、命を實行しないので翌年第二回の奏上となつたのである。

翌六年五月少林長老は、再び和林に到つた、此度は那麻大師と共に道士側の詔勅に對する曖昧なる態度を上奏し、救命不履行の非をならし、尙ほ道士側で前回の敗北を認めぬことを訴へ、茲に七月十六日和林の城南昔刺行宮⁽⁸²⁾ (Shih Orda) に第二回の討論が行はれた。この時は第一回のときに只二人の對決なりしと大に趣を異にし人數も双方共に増加したる様子である。辯僞録によれば、

丙辰(憲宗六年)五月、那麻大師再共少林長老、奉福亭長老、統攝溫菴主、開覺邁長老、大名津長老、上方雲長老、資福朗講主……中山提領要阿失、眞定譯言蒙古歹、竝上合刺鶴林、預待李志常等、共對朝廷、與先生每、大行辯論、以七月十六日觀帝於鶴林城南、昔刺行宮、⁽⁶⁴⁾

と見えてゐる。この第二回の對決に於いても道士側の不利に終つた。⁽⁶⁵⁾

その後又九月十日、道佛會見の約束であつたが、當日に至つて道士側棄權し、再び來らず、僧侶側遂に空しく燕に歸還したことがある。⁽⁶⁶⁾

茲に於いて道士側は、益々不利の位置におかれることになり、前年發布の詔敕に對しては、絶對に服すべき破目になつた。然し依然として彼等は詔敕の旨を實行せず、荏苒日を曠うしてゐる。詔敕を實行しないからとて憲宗は、道士に對して積極的に嚴罰に處するといふわけでもなかつた。この邊の處置を見て

も、自分が先きに憲宗には優柔不斷のところがあつて、政務を裁いてゆく果斷が缺けてゐると評したのである。僧侶側ではこれを見て齒痒く思つた。その結果憲宗の七年秋八月、少林長老は金燈長老を隨へ、三度和林に上奏して、道士の行爲の非を鳴した。この時既に忽必烈は上都開平を建城してゐたので、此度の討論召集の會はこの地に集るべきとを報じた。これは忽必烈が遠い漠北の和林迄、諸師諸先生を召集することは不便であることを思はれてか、それとも新宮殿を披露したい忽必烈の軽い虛榮心からか、或は又少林長老等が私かに、憲宗の手ぬるさ處置に飽き足らずして、忽必烈に哀訴せる結果か、その邊の事情は皆目わからぬ。恐らくは後者の理由によるものではなからうかと推想するだけである。かくて決定的な第三回討論が開始されることとなる。この度の討論にも僧侶側には、少林福裕を首領とし、道士側では李志常を頭とすることは、前回と

變りなし、然し双方ともに今回は人数も増加して、盛んなものである。先づ僧侶側を見るに、

拔合斯八國師、西蕃國師、河西國師、外五路僧、大理國僧、北京詢講主、大名珪講主、中都壽僧錄、龍門育講主、太保聰公等三百餘名⁽⁸⁷⁾

と見えてゐる。此の外前第二回に出席した顔觸も、勿論全部出てゐるのである、又一方道士側は、李志常の外に、

張真人、蠻子王先生、道錄樊志應、道判魏志陽、講師周志立等二百餘人⁽⁸⁸⁾

である。その外に陪審判事とでもいふ格で、儒者賢默、姚樞等數人及び丞相、諸役人が列席した。斯くて此等の人々が、上都新營の宮殿大閣下に於て、甲論乙駁し辯論を戦はしたのであらうから、その有様は實に想像に餘りある。今茲に詳細の綱目について、一々論戰の有様を述べることは、到底許されないこととであり、又後日のことにしてその簡單な一例を示

元初に於ける帝室と禪僧との關係に就いて

すのも亦一興であることと思ふから、左に「佛」なる概念に就いて兩者の議論を紹介することにしよう。

僧問道、汝書謂化胡成佛經、且佛是何義、

道對曰、佛是世間上等人、

釋曰、自古以來、多少好人、何不稱佛耶、佛之

深義汝本不知、

道曰、佛是覺義也、

釋曰、覺箇甚麼、

道曰、覺察覺悟、

釋曰、何者能覺、何者所覺、

道曰、覺天覺地覺陰覺陽覺仁覺義覺禮覺智覺

信、無不所覺、是佛義也、

釋曰、佛是大聖之人、窮盡性命之道、豈但覺於仁

義耶、五常訓世之典、孔子所談、佛若但

知此者孔子、何不稱佛耶、

道無答⁽⁸⁹⁾

かうして道士側の言が行詰つた時に、福裕長老が

陪席せる儒者姚樞に向つて、問うて言ふには、仁義等の語は一體老子の言なるか孔子の言なるかと、言ふ迄もなく、姚樞はこれ孔子の教であると答へた。そこで憲宗も儒者に向つてその説の當否を咨問した所、道士の答ふる能はざるは、仁義の道もと孔子の談ずるところであるからであらうと返奏した、茲に於いて帝は最後の決をとつて、道士の説は非であると宣告した。辯僞録はこの條を、

帝問諸儒曰、仁義之語孔子所談耶、姚公茂對曰、是孔子之說也、道士既不能答……帝曰道士之說非也。

と書いてゐる。

斯くの如くして討論は進んだ、その結果は又もや道士側の敗に歸した。そこで憲宗は最初の約の如く道士に對して罰を行ふべきを命じ、近臣脱歡を遣はして道士樊志應等以下十七名を率ゐて、龍光寺に詣つて削髮して僧となし、僞經四十五部を焚棄せしめ、

全天下の佛寺にして、道教の爲めに奪略されてゐた二百三十七ヶ所を、佛教側に復歸せしむることになり、こゝに論議は一段落を告げたのである。この解決がついた最後は翌戊午の七月十一日のことである然しその後も道士等は依然としてその態度を改めず、道佛兩者の間には各所に軋轢暗闘が繰返された。或は道士相寄つて佛寺を襲つたり、佛寺の廩舎に放火したり、僧侶を謀害したり、頗る紛擾を極め爲政者をして手古摺らせた、然るに世祖の至元十八年十月二十日、道士の頭上に下せる大鐵槌は、只にこの時代の道佛二教の紛争上に、一段落をつけたのみならず、その後の支那宗教史上、この種の争闘の上は大團圓を告ぐるに至らしめたといふも、敢へて過言ではあるまいと思ふ。

その道教禁止の詔敕は至元十八年十月二十日に出てるが諸路に發表公布されたのは同年十二月二十日附て出てゐる。今其大意を述べると、前蒙哥皇帝

の時に、道佛論諍の結果、道士の主唱する所は非である。夫に彼等が聖典とする道藏中老子道德經一卷を除くの外は、一切詭誕無稽のもので後人の偽作にかゝるものであり、釋教を詆謗し、佛語その他陰陽醫藥等の諸子の説を、改易捏合して收り容れたるものにして、而もその眞意を傳へず、徒りに信者をして非望を抱かしめ、人間の心相の弱點につけ込みて、己れ財利を貪り、妻女を誘説し、衆を誑惑するものである。故に老子化胡經及八十一化圖を始め一切の道藏は勿論、その印板諸共燒燬すべきものである、而して道士にして佛敎に歸せむものは削髮して僧となり、還俗せむとするものは正式に妻を娶りて民となるべし。若し諸路の役人にして聖旨に背き道藏燒棄に盡力せざるもの、又は道藏を隱匿せるものには、

共に罪過を科すべしといふのである。⁽⁸⁹⁾その原文は例の蒙古一流の俗文であつて頗る長く煩雜な而も同一の事を繰返し々述べてゐるが内容の大意を取つ

て縮めて見れば今述べただけに過ぎない。そしてその最後に「至元十八年十二月二十日」と日附してゐる。

更に世祖は至元二十一年三月初三日翰林院に詔してこの道藏燒燬の次第を詳記して後昆に傳ふべき旨を宣した。翰林院に於ては唐方、楊支郁、王構、趙與、李謙、閻復、李鑄、李監、王盤等の諸氏敎を奉じて之を撰し、樞密副使商挺これを書した、丞相監修國史耶律鑄篆額して出來たものが「聖旨焚燬諸路偽道藏經之碑」⁽⁹⁰⁾である。

以上道佛の諍論に就いて極めて概略を述べたに過ぎない、次に節を改めてこの討論に携はつた師の二三について略述しその法系を見ようと思ふ。

(一六) 對道士持論諸師

辯偽錄には「對道士持論師德一十七名」と題して次の如く列記してゐる。

燕京、圓福寺長老從超、奉福寺長老德亨、藥師

元初に於ける帝室と禪僧との關係に就いて

第二卷 九八

院長老從倫、法寶寺長老圓胤、資聖寺統攝至溫、大名寺長老明津、

薊州、甘泉山長老本璉、上方寺長老道雲、

灤州、開覺寺長老祥邁、

北京、傳教寺講主了詢、

大名府、法華寺講主慶規、

龍門縣、抗講主行育、

大都、延壽寺主道壽、仰山寺律主相叡、資福寺

講主善朗、

絳州、唯識講主祖珪、蜀川講主元一⁽⁹⁶⁾

前節に於いて道佛二教の討論を説いた自分はその討論に主として論者であつた人々の二三について略説しなければならぬ。前に列記せるところを見るに、當時釋教總統ともあるべき地位にある海雲が、何が故に、この討論對決の晴の舞臺に、あらはれぬのであらうかとの疑問は、何人の胸中にも浮ぶことであらうと思ふ。その疑は次のことによつて自ら氷

解することであらう。彼れは憲宗の六年正月、昊天寺にあつて法會を執行中、その二日目の日に中風に罹かつて不意に倒れたのである、そして半身不隨の身を、同寺に引籠ること約一ヶ年、翌七年四月四日五十六歳を以て遷化してゐる⁽⁹⁷⁾。従つて討論には出席しない譯である。

扱て然らば、この度の討論の大舞臺に於て、釋教側の牛耳を執れる少林長老とは、如何なる系統の人であらうか、彼れは海雲と同じく禪僧ではあるが、海雲が臨濟の正宗たるに對しこれは曹洞の直系である。即ち前者は南嶽下の二十一世であり後者は青原下の二十四世である。金に於て臨濟、曹洞の盛んなりしことは、前にも述べた通りであるが、今再び五燈會元續略の文を引用する必要がある。

曹洞宗至宋季、尤盛於河北、所以元世祖大集沙門、惟雪庭裕祖、高賢麟附、如黃鐘爲八十四調之首……⁽⁹⁸⁾

此所に雪庭の裕祖とあるは、即ち少林長老のことであることは、辯偽錄に載せたる、彼の上奏文の末尾に、「但野人福裕無任膽天望聖誠惶誠恐頓首頓首謹言」と記し、又別所に「少林寺嗣祖雪庭野人……」と見えてゐること明かである。而してこの人の法系が、後に隆々と存續してゐることを見、又彼がこの討論に於ての活動を見た讀者は、如何に當時の學徳兼備の名僧であつたかが頷かれることであらう。彼は今回の殊勳者であるから今少しく詳説して見たいと思ふ。

彼れは太原文水の張氏の子として金の泰和三年⁽¹⁰¹⁾に生れた、五齡にして語を解し、日に千言を了し、九歳にして學に入り頗る穎達にして、十行一目すと言はれ、郷里にあつて「聖小兒」と稱せられた。所が十二歳の時例の蒙古軍の南下に遭遇して所在を失ひ、依る所なく道に彷徨してゐた所を、一老比丘に誘はれて學んだのが彼の佛門に入る因縁である。後仙巖の

元初に於ける帝室と禪僧との關係に就いて

休林古佛に謁して正式に祝髮具足戒を受け、待すこと七年にして、時の燕の報恩寺に驍名をせせたる萬松行秀の許に參じたのである。こゝに居ること十年にして學益々博く、道愈々隆く、名聲も著はれて來た。此間海雲とも尺牘を以て往復し、研學倦むことなく就いて學ぶ者日々に益す勢であつた、遂に西京(金の西京大同府)少林寺に住することとなる。世祖未だ潜邸に在るの時師に命じて大資戒會を作したともある、戊申の年詔をうけて和林輿國寺に兼任してゐる。思ふにこれは此年春三月定宗崩じ、皇后海迷失簾を垂れて政を聽きつゝあるときで、⁽¹⁰²⁾あるから、その追福供養の爲めに招かれたものであらう。斯した關係で元の帝室に招かれた裕長老が、憲宗の朝に前述道佛對論の際、逸早く帳殿に召されたのも道理のことである。斯くて世祖即位の後道佛對決の功を以てか、光宗正辨の號を賜はり、故里に精舎を勸建し、師の寺號をとつて報恩寺と稱し田を給し大衆賜餐の光

得法焉……⁽¹⁰⁴⁾

象を擔うたこともある。後萬壽寺に住持適任者なき折柄、衆の請願を容れて之が主となる。和林、燕、薊、長安、太原、洛陽等に諸刹を分建してゐるところを以て見ても、如何に活動家であつたかが窺はれる。至元八年辛未の年春世祖天下の釋子に詔を發して、大に京師に集めたことがある、その時彼の嗣法者その三分の一を占めてゐたといふことを以て見ても盛んなものであることが分かる。藏經を閲すること三度、殆んど誦する所あつたと言はれてゐる、後學を誘掖すること頗る熱心であつたが至元十二年秋七月二十日七十三歳を以て遷化したのである。⁽¹⁰⁵⁾

次に資聖寺至溫とあるは前節本文に攝統溫菴主とある人と同人であることは明かである。彼は又如何なる系統の人であらうか。虞集の撰にかゝる勅賜佛國普安溫禪師塔銘によれば、

師諱至溫、字其玉一號全一、……年纔十有五爲萬松侍者、凡萬松偈頌法語、一聞輒了之、遂

とある。萬松行秀の嗣法者とあるからは、曹洞の直系であることは言ふ迄もない。五燈會元續略の作者淨柱も簡單ではあるが「博記多聞、論辯無礙」と評記し、虞集も「材器文辯如溫公、亦豈常人之流哉」と激賞してゐる所を以て見ても、この討論場裡に於ける彼の活躍が想起されるのである。世祖上都開平に龍光華嚴寺を創建するに及び、聘せられてこれに住した。⁽¹⁰⁷⁾ 彼れについては、後段世祖との條に詳述することにする。

藥師院長老從倫も前二者と同じく萬松行秀の嗣法者である。討論の當時は藥師院に長老たりしも後萬壽寺に住し、後更に師の後を襲うて報恩寺に住持となる位であるからこれ又中々の學僧である。至元九年世祖に召され深く内殿に入つて對御した、其時帝師拔合思巴が彼れに命じて禪を講ぜしめたことがあつた。彼は即座に圭峰の禪源詮を擧げ華嚴經涅槃經釋

伽經等にあらはれたる諸説を引いて沿々之を論じ帝師をして驚歎せしめた⁽¹⁰⁸⁾。至元十八年十月二十日の詔敕によりて道藏及び八十一化圖を大都憫忠寺で焼棄したとき彼はその下火者であつた。通載に「大都報恩禪寺林泉倫長老下火」⁽¹⁰⁹⁾とあるがそれである。後彼は釋教總統に任じられた程の人である。

開覺寺長老祥邁は對論當時は前掲の如く灤州の開覺寺に住してゐたけれども後大都大雲峰禪寺に移つた。屢々引用する辯僞錄の著者である、彼も亦太原の人で俗姓は乎延氏、代々纓冕の人を出した家柄の出である。九歳にして落紺、師に隨て業をうけた、その學識卓見の僧たりしことは、其著述によつても證せられる。彼が辯僞錄を書いたときは大雲峰寺に隨身としてゐたときであるので時の住持吉祥が彼の爲めに序文をつけてゐる。

師内窮三藏、外覈九流……加以禪參於五派……と書いてゐるが、之れ必ずしも溢美の贊辭とのみ見

るべきではない。この人は臨濟禪の人か、曹洞禪の人かは、今決定し得べき明かな史料がないからその系統は明言し兼ねる。

太保聰公は前掲十七名のうちには列記してゐないけれども 本文にあつたことは讀者の知るところであらう。これは太保秉忠のことであり、臨濟僧子聰の還俗せる名であることは、後段世祖の條で詳説するところあるであらう。

今一々討論參加の僧傳について、その系統を吟味するも、餘りに煩はしければ、大方は省略することに、唯次のことだけを斷つておく、前掲十七名「何々長老」とあるは殆んど全部禪僧であると見て差支へない。勿論これには臨濟と曹洞の別はあるけれども、等しく禪派である。そして講主とあるは、他の天臺、華嚴、法相の學僧にして、律主とあるは言ふ迄もなく律宗である。只最後に蜀川講主元一とあるが、この人は吐蕃系の僧即ち Lama 教僧で、講主と

ある唯一の例外である。

當時の記録にあつては、禪教といふ文字を以て禪派と他派とを區別して使つてゐる、教とは天臺、華嚴、法相等をさし、禪とは禪三派に限つてゐる。斯うした次第であるから稱號も長老と講主と別けてゐるのも當然のことである。

以上の如く前記十七名に就いて、その法系を調査して見ると、八長老を數ふことが能る、その上、統攝至溫、少林福裕共に禪派の出であり、太保聰公又然りとせば、實際討論の局に當つてゐるものの過半数、禪派の人々であることは、大に注目すべき事柄である。又仔細に辯偽錄その他によつて、當時實際開口辯論してゐる多くの人々は、全くこれ等禪派の人々であるところを以て見れば、如何に彼等の活動の目覺ましかつたかを想倒することも難くない事である。これ迄見來つたやうに、憲宗時代に於ける佛教史上の大事件たる道佛二教の論諍に於て、専らそ

の局に當つて活動せる僧侶は、禪派の人々であつてこれに次いで天臺、華嚴、法相、律等の諸僧であり、西藏の影響をうけたものと見るべきもの僅かに一人存するのみである、それとても殆んど開口してゐない所を以て察するも、未だこの頃には、喇嘛教の勢力の甚だ微弱なりしを證するに足るものである。

89 元史卷三、憲宗本紀、Hockhill氏はNamoと呼ばれた Tibetan Lamaを國中の宗教上の長に採用したことを述べ、海雲も同時に釋教總統になつたことを言つてゐるが、(Hockhill: op. cit., p. 288, note 1.) その年を記して、「多分一二四七年か、一二五二年」としてゐるが、前の一二四七年は、定宗貴由帝の二年、丁未に當り、通載の記事とも符合するけれども、後の一二五二年は、憲宗蒙哥帝の二年壬子で元史及び通載の記せる元年辛亥とは適合しない。これは Hockhill 氏の誤りて訂正を要することである。

元史の李真常は、屢々辯偽錄に見ゆる李志常と同人であることは、「道士李志常字浩然號真常」と、辯偽錄卷第三、六十七丁裏に見えてゐることである。

70 釋氏稽古略に引用せる昊天寺碑刻によれば、金の世宗大定二十三年から二十四年にかけての條に、「金國大長公主二月、降錢三百萬、建寺於燕京城、額曰昊天、給田百頃、每歲度僧尼千人」と見えてゐる、その他金志寺記などには、是より先き金の帝室では、玄冥頭禪師に歸依して、大慶壽寺を燕都城北に建てたり

東京に清安禪寺を創めたりし、禪宗盛んに行はれ、或時は皇后にして尼となり、皇女にして寺を建つるものあるなど、頗る隆昌なることを書いてある。今海雲が大會を執行した昊天寺は金の時に出来たこの寺である。後海雲が入つて住持たる慶壽寺も即ちこの大慶壽寺である。

71 太子合刺祭は、元史卷百〇七、世系表に見ゆる、太宗の第四子合刺察兒のことであることは言ふ迄もない。

72 佛祖通載、第三十二、(縮刷藏經、致十一、三十九丁表)

73 佛祖通載、第三十二、(縮刷藏經、致十一、三十九丁表) 丁度憲宗の朝に來朝した William Rubruck が、このことを詳しく書いてある。而し今はそれを述べるのが主でないから之を略し、唯だ元史の憲宗紀の末に、總評的に、元史の編者が出して

ゐる次の句を見ても、如何に巫覡に感溺してゐたかが領かれるであらう。「自謂遼祖宗之法、不陷親他國所爲、然信巫覡卜筮之術、凡行事必謹叩之、殆無虛日終不自厭也」と、かゝる記事は元史に於いては他の皇帝については決して書かれてゐない。

76 辯偽錄卷第三、(同上、七十七丁表)に「今上皇帝承前聖旨事意尊召釋道兩宗」とある。こゝに今上皇帝とあるは、祥邁が同書を執筆せるときの皇帝にして、言ふ迄もなく世祖を指してゐる、從つて前聖旨とは、前帝蒙哥の聖旨を承けてやつた仕事であることは明かである。又同書卷第五、(同上七十四丁表)に掲ぐる聖旨焚燬諸路偽道藏經之碑には、一層明瞭に書いてある。「闕資大師闡麻總統、少林福裕以其事奏聞、時上居潛邸、憲宗有旨、令僧道二家諸上所辨析」と見え、又同書卷第二(同上、六十六丁表)に載せたる詔敕にも「長生天底氣力裏、蒙哥皇帝福隆裏、薛禪皇帝潛就時令旨、道興漢兒州城達魯花赤、管民官、僧官、僧

元初に於ける帝室と禪僧との關係に就いて

衆、道官、道衆、人等、據少林長老告稱……と明かに書いてある、なほこの他にも隨所にこれを認むべき記事がある。

77 辯偽錄卷第五(縮刷藏經本、護教部、露十一、七十四丁表)、佛祖歷代通載第三十三、(縮刷藏經本、傳記部、致十一、四十二丁裏)。

78 佛祖歷代通載(同上、四十二丁裏、五十一丁裏) この人の傳も元史には見えぬが、柯氏の新元史卷百九十二、列傳八十九によれば「安藏字國寶長兀氏、世居別失八里、幼習浮屠法、兼通儒學、一目十行俱下、日誦萬言、憲宗聞其名召之、奏對稱旨、世祖即位進寶藏論元演集十卷、……特授翰林學士……至元三十年卒、延祐二年贈太師追封秦國公諡文靖」とあり、その子も出世してゐるし、その門人から又國師を出してゐるところを以て見るに、當時中々の學徳兼備の人であつたらしい。又佛教のことも詳しくかつたことも想像される、それで少林長老の依頼したことも領かれるのである。

80 辯偽錄卷第三(同上、護教部、露映、六十八丁表) こゝに君腦兒(Engo)は元史卷三、憲宗本紀及び同卷七十二祭祀志に見えたる軍腦兒(Gim-nob)同卷十五、世祖本紀口溫腦兒等と同じ場所、又別に額干腦兒とも出してゐる。箭内博士の研究によれば今の喀老臺(Kalata)湖の南の Gim-nob は D. Anville の地圖の Kora-nob である。一統輿圖の衰泊で、これが君腦兒、軍腦兒、口溫腦兒と支那の文獻に傳へられたのであると。箭内博士「蒙古の國會即ち「クリルタイ」に就いて」史學雜誌第二十八編第五號、四六〇—四六一頁、

81 那麻大師に就いては辯偽錄に「我蒙哥皇帝……酌先代之洪規、卒由蕭章、不忘外護、初鑄國寶先贊佛門、凡是僧人並無僞賦、

第一二卷 一〇三

聖旨特賜那羅國師白金二千定」とある記事を以て始めとす。所が Kookhill 氏は (Fakbruk: op. cit. p. 232. Note 1.) 「Mangga が Namo と呼ばれた西藏喇嘛を、國中の宗教の長に採用したことは確かである。(多分西紀一二四七か一二五二年)、丁度 Di. Yuan といふ支那僧を採用して支那に於ける宗門の頭としたと同じ」と言つてゐる。茲に Kai Yuan とあるは、言ふ迄もなく、海雲の Namo とあるは、那麻の transcription に相違ない。土觀喇嘛の蒙古史(佛敎史學卷二、第三號、二六頁、寺本純雅氏譯、帕克斯巴新蒙古文字に就いて引用)には「蒙哥の時代に Kikama, Pakai 等來る」と見えてゐる。この Kikama は正に那麻であることは明である。それは最初の K は無音で Hama と讀み、この R が支那に譯さるゝとき N に變つたのである。其證據に現に焚燬諸路偽道藏經之碑には「憲宗尊那麻爲國師授玉印總天下釋教」とあり、迦葉彌兒の人であるとしてゐる。前記碑銘に國寶大師としてゐるのは正しく迦葉彌兒から來たことを傳へてゐるのがある。然るに Kookhill 氏は是を見ざるものと見え、Tibat Lama と断定したのは少しく大膽に過ぎはしまいか。又前注(69)に述べた通り總統任命の年も異つてゐる。この昔荆行宮は、元史卷三憲宗本紀に、十六年五月昔荆兀魯桑云云」と見えてゐると、同一場所であることは、論を俟たぬ。これは和林即ち辯偽錄の合刺鵝林(今の Hobei 省)の南、半日行程の處にある。詳細を欲する研究者は管内博士の論文『蒙古の國會即ちクリルタイに就いて』史學雜誌第二十八編第五號四六四—四六九頁)を見て頂きたい。

辯偽錄卷第三、(同上、六十九丁裏)

85 此時は主として、道士側に眞偽を辯明させるつもりであつた。然るに李志常自ら思へらく、天子の聖前争つたところで、自分の不明をあらはし、且つ結局負となる、しかし自ら出席を避くるにと、そこで權敎張志敬、魏仲平、溫的孛等を遣はし、而も愚圖々々して定刻に至りても上延せず、僧侶側との面會を成るべく避けて、諸師退朝の後拜趨した。茲に於いて天子、阿里不哥兄弟等は、これ道士理なきが故なるを知つて、道士側の負としたのである。(同上、六十九丁裏)。

81 時逼寒而先生每、終不肯到路上淹留、帝謂諸師曰、道家既不肯來、必是理短不敢持論、却令僧衆乘驛還燕、乃丙辰年九月十日也。(同上、七十丁表)。

78 拔合斯巴の傳は元史卷二百二、釋老傳に出でゐる、通載にも載つてゐる、これは「元室と喇嘛敎との關係」と題して論じて見度いと思つてゐるから、そのときに詳説することにし、こゝには主として禪派の人々についてのみ言ふことにとどめる。(同上、七十丁表)

89 (同上、七十丁裏)

90 辯偽錄卷第四、(同上、七十丁裏)、こゝに姚公茂とあるは聖旨焚燬諸路偽道藏經之碑文に尙書姚樞とある人である。公茂は樞の字である。元史卷百五十八、姚樞の列傳を見るに、「太宗歲乙未南伐、詔樞從帳中、即軍中求佛道釋教者會」とあるに見れば、若くして備道佛執れにも一隻眼を有してゐたことも窺はれる、従つて今回の討論に審判の位置に出席してゐるのも偶然ではないのである。

91 聖旨焚燬諸路偽道藏經之碑に、「自家自約、道勝則僧冠首而爲道僧勝則道削髮而爲僧」と見え、同書、卷第四、同上、七十三丁

裏には、「持論道士落髮者一十七名」として道録焚志應以下各自姓名を列記してゐる。

前記碑文には、「焚偽經四十五部」とあるが、同書卷第二(同上六十五丁表)には「欽奉聖旨禁斷道藏偽經」と題し、割注して「見者便燒毀」とし、化胡經以下三十九經を載せてゐる。偽經焚毀は、戊午(憲宗八年)七月十一日燕京憫忠寺の正殿の西南で行ひ、百官對座の面前にて萬壽寺の諫和尚が下火したのを最初にその翌年己未九月初七日にも同寺に於て行つてゐる。最後は至元十八年十月二十日に同寺に行はれ、報恩寺の林泉從僧長老が下火してゐる。(同上、七十一丁表裏)。

第三回の討論判決は、何年何月何日に行はれたか不明である。丁巳の秋八月少林長老第三回の上奏の結果開かるゝ様になつたことは明かであるが、それが同年内に行はれたか、それとも翌年春暖になつて行はれたか明記がない。而し前年丙辰の九月十日會すべき約ありしとき、道士側の稟權によつて討論が流産になつてゐるところに、「時遯寒而先生每終不肯到路上淹留……令僧乘驛還燕」と(前にも引用したが)あるに見れば、八月に上奏しても、同年内には開かれなかつたものらしい。そして最後解決の濟んだと思はれる詔勅の發布が至元戊午年七月十一日開平府行(同書第二、同上六十六丁表)と結句してゐるところから案ずるに、翌年の陽春遯西の地に暖氣の催來つた頃に、召集して行はれたものであらう。こゝに戊午の年は憲宗の八年であつて決して至元ではない。これは辯偽錄の作者が世祖の萬端事に當れるを見てゐるので、これを記するに際し、憲宗の八年なるを感違ひして、うつかり世祖の代と思ひ込み、至元戊午とやつた間違から起つたものであらう。

元初に於ける帝室と釋僧との關係に就いて

94 佛祖通載卷第三十二、四十二丁裏、四十二丁表、

95 同書卷第五、七十四丁表裏、

96 辯偽錄、第四(同上、七十三丁裏)。

7 佛祖通載卷第三十二、(同、傳記部、致十一、三十九丁表)、丙辰(憲宗六年)正月奉聖旨建會昊天寺、初二日、會中忽患風恙、

半身不舉至夏初稍愈……丁巳夏說偈畢、師海雲汝等少諫、吾欲便息……師吉祥泊然逝矣、即後四月初四日也、世壽五十有六」とある。

98 五燈會元續略卷凡例、八丁、

99 辯偽錄卷第三、(同上、六十八丁表)、

101 海雲が生れた翌年に當る。臨濟、曹洞の二大派を代表すべきこの二人が當時相前後して生れてゐることも偶然ではあるが面白

いと思ふ。

102 元史卷二定宗本紀に、「三年戊申、春三月帝崩于橫相乙兒之地」とあり、同卷百十四、皇后列傳に、「定宗欽淑皇后名幹元立海迷

失定宗崩后抱子失列門垂簾聽政者六月」とある。

103 五燈會元續略卷一、上、十五丁裏一十七丁表

104 佛祖通載第三十五、同上、五十九丁表、

105 五燈會元續略卷一、上、十九丁、

107 至温が華嚴寺に住持となつたことについては、何時だかわからぬ、けれども恐らく建築の出来上つたと同時に、招聘されたものであらう、憲宗八年(戊午)道佛論譯のときには、未だ統攝として資聖寺にゐたことが明かであるから少くとも夫れ以後でなければならぬ。

108 五燈會元續略卷一、上、十七丁。

109 辯偽錄、卷第五(同上、七十五丁裏)、

第二二卷

一〇五

五 忽必烈と南方佛教

(イ) 世祖と海雲

世祖の潜邸にある時代既に、多大の活動をなせる旨は前にも屢述べておいた、世祖が潜邸にある間、長かつただけそれだけ海雲禪師との關係の生ずるのも、若い時分からであつた、そしてその海雲が系統から言へば、自分とは師弟の關係とも見るべき位置にある子聰を、勤めて世祖の股肱とし、子聰は又その友至温を入れて、世祖一代の華々しい大政治の運用に與かり、帷幄の謀臣となつたことを述べたならば、何人も如何に元の帝室の間に禪派の僧侶が這入つて、活動して多くの功績を残したかが頷かるることと思ふ。

海雲は太宗の崩御の翌年、(壬寅の年太后 Dae-
jeong 攝政の二年)、忽必烈未だ潜邸にあるのとき招

致せられ、色々と佛法に關する御下問に奉答してゐる。通載の記する所によれば、

壬寅護必烈大王請師赴帳下、問佛法大意、師初示人天因果之教、次以種々法要、開其心地、王生信心、求授菩提心戒⁽¹¹¹⁾と。

此時海雲の招致された Order については、今のところでは不明であるが恐らく和林の附近であつたであらう。海雲がこの參内の途次、子聰を引率し來つたことは、後段詳説することにする。忽必烈は戒法を受けた後に、佛法に對して種々質問をしてゐる。

王(世祖)問、三教何教爲尊、何法最勝、何人爲上、師曰、諸聖之中、吾佛最勝、諸法之中、佛法最真、居人中唯僧無詐、故三教中佛教居其上古來之式也⁽¹¹²⁾

こゝに三教とは儒道釋を指したことは明である。

この奏聞の結果であらう爾來元室に於いては僧を上位に置き儒道はこれに次ぐことにした。通載に「由

是太后遵祖皇聖旨僧居上首、仙人不得在僧之前⁽¹¹⁸⁾とあるは即ちこれである。仙人とは道士を指した語である。忽必烈は海雲に珠襖金錦無縫の大袈裟を賜つて、師の禮を以てこれを奉じ、勸むるに永くOrdaに留まるべきを以てした、けれども海雲は固辭して遂に南に還つた。

海雲が北上したのは、明かに壬寅の年であることは前述の如くであるが、その何時南下辭帳したかについては、何にも年月を記載したものが無い、所がこゝに面白い記事がある、

帝(世祖)誕生太子、詔海雲國師、摩頂立名、奏云、
世間最尊貴無越於真金⁽¹¹⁴⁾

といふ。真金が世祖の皇太子の名であることは、一度元史を見たものは等しく知る所であらう、然しその命名が、海雲によつてなされたとは、恐らく誰れも思はぬ所であらう。今元史裕宗傳を按ずるに、

裕宗文惠明孝帝、諱真金、世祖嫡子也、母昭睿

元初に於ける帝室と禪僧との關係に就いて

順聖皇后、弘吉烈氏⁽¹¹⁵⁾

とある、然るに同じく元史世系表によれば、

世祖皇帝十子、長朶而只王、次二皇太子真金即裕宗也⁽¹¹⁶⁾

と見え兩者その記載を異にしてゐる。所がここに帝師拔合思巴の書せる、彰所知論といふものがある、この書は帝師拔合思巴が皇太子真金のために、講じたものであるが、その中に、次のやうな一句がある。

帝有三子、長曰真金豐足如天法寶莊嚴、二曰厖各辣、三曰納麻賀、各具本德、係嗣示爾⁽¹¹⁸⁾

と。これによれば、裕宗傳の「諱真金世祖嫡子也」とあるに符合する、厖各辣、納麻賀は世系表中に「次三安西王忙哥刺、次四北安王那木罕」とあるに、各々比定することが出来る所を以て見ても、拔合思巴の書いてゐる所に、誤りがあるとも思はれない、世系表は、次の數行後に、「朶兒只王位」と見出しを

出して、そのあと子孫なく、空欄になつてゐるところを以て見るに、朶而只是長子であつたらうが、夭折して了つたのではなからうか、それとも又眞金は正腹で、朶而只是妾腹の出でもあつた關係上眞金は次子であつたにも拘らず而も嫡子となり、皇太子となつたのではなからうか。この眞金の生れた年月については、どこにも書いてない、然し今元史の世祖本紀に、眞金のことを記して「二十二年十二月丁未皇太子薨」⁽¹¹⁹⁾とあり、又裕宗傳に「世祖怒甚、太子愈益懼、未幾遂薨、壽四十有三」⁽¹²⁰⁾とある。この二つの記載にして幸に誤りないものとすれば、これを逆算推歩すれば、眞金の生時は癸卯（太宗の崩御後三年太后攝政の三年である）、即ち海雲が漠北に燕から參内した翌年である。若し太子が生れた時に、漠南に歸つた海雲の許に特に使を派して、命名のことを依頼したとすれば別問題であるが、自分の見に従へば前年より海雲は、忽必烈の潜邸に滞在を續けてゐた、

その奄留中に、太子が生れ、そこで海雲に命名の御下命があつたのである。若しこの假定が許されるとすれば、海雲は直ぐに忽必烈の *Ogda* を辭し去つたのではなく、少くとも壬寅から癸卯の年にかけて滞在して諸種の法要を營み、説法もし、戒法も授けてゐたものと思はれる。勿論この間子聰も僧として働いてゐたことは言ふ迄もない。かう見て來ると、其逗留期間が相當にあつたといふことが忽必烈と海雲の隨身たる子聰との間を、愈々密接にして世祖が子聰を離したくなくなる心持を心中に起さしめる心理的説明をしてゐるものではあるまいか。

ここに太子の名眞金に就いて、少し言はねばならぬ、「眞金」の二字が他の元の諸皇族の名稱と比べて餘りに變つてゐるので最初自分は、これは他の多くの人々と同じく、何にか蒙古語で意味のある語を、漢字で音をうつしたものであらうと *Yin Kin, Yin Kin Chukin* と疑似の音をもつた蒙古語を模索して

見た、けれどもどうも甘い解決を得ない。ては漢文の熟字としても *True gold* と *ふ* 意味を表はせずに「真金」といふ二字を使用してゐるであらうかと、
③②⁽¹²⁷⁾ や其他の故事熟語の辭典にも當つて見たが、中々見當らぬ、所が一日寶要抄⁽¹²⁸⁾ といふ寫本を讀んでゐると慮らずも「真金」といふ二字を發見した。其書がもと遍知院のものであつて「僧正弘基」と藏書印のあるところから見るとどうしても僧侶の手に寫し傳へられたものであることが明かであるので段々讀んで行くうちに華嚴經⁽¹²⁴⁾ や心地觀經⁽¹²⁵⁾ 等にもあることが分つた。之れに勇氣を得て其等の佛典を翻いて檢索して見ると果して陸續と發見され大に快哉を叫んだのである。而し此等の佛典は東晋や唐代の譯經であるから唐代には、一般にも行はれぬはしないかとの考を起し、いろ／＼と調べて見た所が、佩文韻府⁽¹²⁶⁾ を繰つて杜陽雜編と李紳の詩に「真金」なる熟字があると分つた。而しこれ兩者とも唐の中葉以後のもの

元初に於ける帝室と禪僧との關係に就いて

で、佛經の新譯の出來た後であるから漢文固有の熟語とは思へない。然らばその時代若しくは、其後の時代に「真金」なる言葉が生命があつて、使はれてゐたかどうか疑問となつた、所がこゝに一つ有力なものを見出したのである。それは辯偽錄の作者如意祥邁が、聖旨特建釋迦舍利靈通之塔碑文⁽¹²⁷⁾ といふものを書いてゐる。その中に、

粉金剛不懷之身、留舍利通靈之骨、色含明玉、堅伴真金。

とある。

然らば真金とは果して、どんな金を意味するであらうか、との疑問はその次に起るであらう。寶要抄がこれが説明を試みてゐる、その引用文が、明の李時珍の本草綱目らしいので、親しく之れに當つて見た所が、明瞭に、

陳藏曰、常見人取金、掘地深丈餘、至粉子石、石皆一頭黑焦、石下有金、大者如指、小者如麻

豆、色如桑黃、咬時極軟、即是眞金。⁽¹²⁸⁾

と書いてゐる。尙ほ李時珍は寶藏論を引用して「還丹金、鉄金、山金、馬蹄金、生金、此五種皆眞金也」⁽¹²⁹⁾と種類まで載せてゐる。これによつて、眞金の何ものなるかも分かり、又同時に、「眞金」なる熟字が宋元代にも明代にも立派に使用されてゐたことも分つたのである。

そこで再び海雲の太子命名の一件に戻るが、海雲が忽必烈の召によつて、太子に命名の御下名あるや、博覽なる彼は、北方民族の間に金を尊崇し、それを以て或は王號とし、或は國號とするの風あるを熟知し、北方民族の金に對する憧憬の心理を呑み込める上で、太子に「眞金」と命名したのではなからうか。さればこそ彼の奏言「世間最尊貴無越於眞金」⁽¹³¹⁾といふも、その心持を捕へての言葉であらう。而もそれが佛典から出てゐる熟字であることも、海雲が命名したことを確める旁證ともなつて面白いと

思ふのである。

この太子命名の件があつたことも、その因となつてゐるであらうが、海雲と皇太子眞金との間は、益々密接な關係があつた、それは暫く後のことに屬するが、東宮は海雲の爲めに、新に寺を建て、新慶壽寺と稱してこれに招じてゐる。

帝召東宮云、海雲是汝師、居住金田、宜加崇飾、由是鼎新慶壽大利。⁽¹³²⁾

海雲が漠南燕に還つてから、甲辰（攝政の四年）⁽¹³⁰⁾は、彼に賜ふに珠笠を以てした。その翌年彼は、太后の旨を奉じて五台山に國の爲めに福を祈り、その翌年又再び太后に招請されて燕を發して、和林に向つたが、途中風邪に罹つて引き返した、かくて定宗、憲宗の二朝に歴仕した海雲も、憲宗の七年昊天寺にあつて五十六歳で歿した。海雲が丙辰（憲宗六年）正月發病して、中風に罹り半身舉らず、その夏の初に、稍々愈えたときに忽必烈使を遣はし

て、親しく病床を見舞はしめ、尙ほ賜ふに、金柱杖を以てしてゐる。これ中風で不自由であらうから杖を使へ、との有難き思召であらう。同時に金縷の袈裟と、令旨とを賜つてゐるところから以て見るも、如何に信任されてゐたかが想像されるであらう。その死後も如何に元の帝室から優遇されたかは次の記事を見ても明かに窺はれる。

護必烈大王令旨、建塔於大慶壽寺之側、謚佛日圓明大師望臨濟爲十六世⁽¹³³⁾

かくて彼の元の帝室に對して盡せる功勞は永遠に記念され立派に酬いられたのである。

(ロ) 世祖と子聰

前節に於て燕より和林(?)に、海雲が北上に際し子聰が隨伴して、漠北の潜邸に於て、世祖と會見したことを一寸述べてゐいた、又憲宗戊午の年道佛論諍のとき對論出席者中に太保聰公なる人あるは、これ即ち子聰なることも既に述べてゐいた、今子聰が

世祖と關係を結ぶ經緯を述ぶるに先きだつて、世祖に會する迄の彼の經歷の概略を言つておく必要があると思ふ。

彼の初の名は侃、字は仲晦、子聰といふはその僧名である。祖先是瑞州劉李村の人で、世々遼に仕へてゐた官族であつた。彼の曾大父の時に、金が起つて遼亡ぼされたので、早速金に仕へた。所が多少家柄であつたせいも、金から邢州の節度使に任命された、ために瑞州からこの地に家族を移したのが侃の大父澤のときからである。澤の子に潤あり、これが侃の父である。この潤の時代から金をやめて元に奉仕するやうになつた。潤は邢州録事を拜命し、良吏として頗る評判がよかつた、この官吏生活の間に人となつた侃は、年初めて十七歳で邢臺節度使府令吏といふものに任命された。所が大望ある彼には到底これで満足が出来る筈はない。或時筆を投じて嘆じて曰く、吾が家累代表衣冠の出である、然るに何ぞや

今刀筆の吏となる、大丈夫世間に志を得ずんば當に出世間の事を求むるにしかずと、去つて武安山の岩谷の間に隠れ、草衣木食以て只管其志を求めたのである。此事を聞いた天寧寺の盧照禪師は、その徒弟を遣はして之を招致し、披剃して僧とし、名を子聰と改めた。彼は經書に明るく、尙ほ且つ能書であつたから、命じて先づ書記のことを掌らしめた、穎才なる彼は何處へ行つても發明であるからどん／＼修行も積んで幾何もなくして雲中⁽¹³⁴⁾に至り南堂寺に住した。⁽¹³⁵⁾海雲との關係も世祖との關係もこれから始まるのである。王磐が勅を奉じて撰したる故光祿大夫太保贈太傅儀同三司文貞劉公神道碑銘によれば

後遊雲中住南堂寺、值海雲禪師被召北觀、過雲中聞公博學多藝能、求相見、既見約公俱行、公不可、海雲固要之、不得已遂行、⁽¹³⁶⁾

と見えてゐる。これが子聰が海雲に見出されて、世祖に紹介される途中の模様である。海雲の傳を検す

るに前にも、述べし如く、壬寅の年以前には、漠北に行つた形跡が見えない。元史も神道碑銘も、海雲子聰の會見の年月については、一言もしてゐない。けれども海雲が世祖に招致され、その途上で子聰の噂をさき、これと會見し、これを連れて漠北のOrkhonに行つたのは、壬寅の年より外に求められない。加之若し子聰が、漠北に來た年を、この以外にさめると、他に色々の矛盾を生じてくるし、海雲傳の記載とも合はなくなつてくる。夫故元史、神道碑に世祖と初對面の年月を記せざるは、何かの手落ちであつてこれは海雲の傳から補つておくべきであらう。⁽¹³⁷⁾子聰が壬寅の年世祖に初めて謁したと分かれれば、次には何時還俗したかといふことである。

王(世祖)生信心、求授善提心戒、時乘忠書記爲侍、卽劉太保也。⁽¹³⁸⁾

と海雲傳に見えてゐるが、今こゝに「乘忠書記卽劉太保」が僧子聰の還俗せる後の官職と姓名であると

は、元史によつて明かである。

至元元年八月癸丑、命僧子聰同議樞密院事、詔

子聰復其姓劉氏、易名秉忠、拜太保參預中書省

事⁽¹³⁸⁾

と。これによつて見れば、至元元年迄は子聰は僧のまゝにて奉仕してゐて、此の年還俗し改名したのである。その證據には元史には丙辰(憲宗六年に當る)

三月の條にも中統二年⁽¹⁴⁰⁾の項にも「僧子聰」と出て來

て、劉又は秉忠とは書いてない。然るに今こゝに「秉

忠書記爲侍」とあるは、勿論後の稱號なり官職を作

者が追記したものである、何氣なく一見した所では

海雲が忽必烈の *Ord* に來た時既に、侍になつてゐ

たやうにも讀める、然しこれは「爲侍」を「侍たり」と

讀むべきではなく「侍となる」讀めば、海雲が居ると

きに侍と爲つたと考へてよからう。して見ると、海

雲が子聰を拉つして參内し、その *Ord* に滯留中に

非常に御意に適つて侍者となつたのが、將にこの時

元初に於ける帝室と陣僧との關係に就いて

であつて、即ち壬寅から癸卯(太后攝政の二年から三年)の間であるといふことになる。

海雲固要之、不得已遂行、既至、謁今上於潛邸、

一見應對稱旨、自是屢承顧問⁽¹⁴²⁾

と神道碑にあるのは、餘りに誇張に過ぎた言ひ表は

し方である、如何に炯眼無比なると忽必烈と雖も、

一見以て天下の大事を共に謀るべき士であると、着

眼出來るか否かは疑問である。少くともその人物の

價値を見定め、「これならば」と見込みをつける迄

には、多少の時日と諸の機會とに試めさなければな

るまい。かう考へて見ると、海雲が奄留に相當の期

間があつたことが忽必烈の子聰採用の上に、頗る意

味のあることではあるまいか。

既入見、應對稱旨、屢承顧問……世祖大愛之、

及海雲南還、秉忠遂留潛邸⁽¹⁴³⁾

と、元史が傳へてゐるのも、この時の事情を説明す

るものである。

海雲と忽必烈の關係から、子聰と忽必烈との關係を生じた經緯については、以上述べた通りであるが、こゝに海雲と子聰との關係を更に法系の上から見るも亦決して徒勞のことではあるまい。臨濟正宗之碑によれば、

「師海雲）之大弟子二人、曰可菴朗、願菴偃、
朗公度菴菴滿及太傳劉文貞、……師（海雲）以文
貞公機智弘達、使事世祖皇帝云々」⁽⁴⁴⁾

といふ一句がある。これで見ると、海雲の大弟子の一人に、可菴朗なる人あつて、劉太保文貞公を度したのである、即ち僧子聰は海雲の弟子の弟子、海雲から見れば孫弟子に當ることになる。

法系の上から既に密接の關係ある如上の記事に、信を措くことを得るとすれば、海雲の世祖の潜邸を辭するに際し、子聰を自分の代理として留めた、と見れば見られぬこともない。扱て世祖と子聰との政治上の關係は、元史世祖本紀、列傳劉秉忠傳に詳細に

出てゐることであるから、一々これを述べることは煩はしいから省略することにして、彼が前身僧侶であつたために、いろ／＼な政治上の獻言にも、その色彩の表はれてゐることが、窺はれる二三を書いておくことにする。佛祖統紀に注意すべき面白い記事がある。

中統二年於桓州東、濼河北之龍岡、建開平府、
首於城中乾良二隅造兩佛刹、曰大乾元寺、曰龍光
華嚴寺。⁽⁴⁵⁾

これは説明する迄もなく、上都開平の創始と共に大乾元、龍光華嚴の二寺創建を傳ふるものである。然るに今元史世祖本紀によると、

歲丙辰春三月、命僧子聰、卜地于桓州東水濼北、
城開平府、經營宮室、⁽⁴⁶⁾

とある。丙辰の年は憲宗の六年で、世祖の未だ潜邸にあるときである。この同一の記事を劉秉忠傳には又次の如く書いてゐるが、年月は記してゐない。

初帝命兼忠、相地於桓州東澗水北、建城廓于龍岡、三年而畢、名曰開平、⁽¹⁴⁷⁾

と。佛祖統紀の言ふ所と、世祖本紀、劉秉忠傳の記載とは、開平府建設の一條は一致してゐるけれども年代について異つてゐるのみならず、建寺の事に關しては、元史は一切言うてゐない。然るに辯偽錄には、既に丁巳(憲宗の七年)の年に完成して、その宮殿大閣下に於て、道佛の論議を行つたとあることは前にも述べた通りである。即ち

時(丁巳)今上(世祖)皇帝、建城上都爲國東藩、

……就上都宮中大閣之下、座前對論⁽¹⁴⁸⁾

とあつて、開平開城宮殿造營の年月についても、各書別々でその歸趨するところを知らずといふ有様である。これを如何に解釋すべきであらうか、自分の考へては丙辰の春三月起工し、丁巳の秋八月(論議のあつたとき)には、その一部分出來上りたる宮殿を使用したものであらう、而して全部滞りなく完成する迄

元初に於ける帝室と禪僧との關係に就いて

に兼忠傳に見ゆる如く、三年を要したのであると見れば差支はあるまい。それでは統紀の主張してゐる中統二年とあるは、開平創定の年を言つてゐるのでなく、兩寺の建立濟みの年でも、述べてゐるのかといふに、それは後にも引用するが道佛二教爭論の結果、道の敗北のとき、龍光華嚴寺に越いて剃髮したといふ記事があるから、是も駄目である。して見ると佛祖統紀が中統二年(辛酉)と出してゐるのは、明かに誤謬を傳へてゐることにならねばならぬ。

開平の創城と共に、その西北隅、東北隅に二寺を建設したことに就いては、元史にも通載にも見えぬ。けれどもこれは事實である。前にも屢々引用した佛國普溫禪師塔銘には、

皇(世祖)始理開平、作其潛藩、有宮有城、顧瞻

東隅、泉甘土厚、蜿蜒來止、屬坦負阜、命建仁

祠、龍光⁽¹⁴⁹⁾是名、云々

と見え、又聖旨焚毀諸路偽道經之碑にも

「……道者負矣、上命如約行罰、遣近臣脫歡、

將道者樊志應等十有七人、詣龍光寺削髮爲僧、

云々……」⁽¹⁵⁵⁾

とあつて龍光寺の慥かに戊午の年には既にあつたことを認めることができる。龍光寺は略稱で正しくは佛祖統紀の如く、龍光華嚴寺といふべきである。又略して唯だ華嚴寺とも言つてゐる。後段述べむとする至溫は、この華嚴寺の住持となつたことがある。この華嚴寺が當時は、堂々たる輪奐の美をつくしたものであつたことは、袁桷⁽¹⁵¹⁾の詠じた華嚴寺と題せる次の詩によつても、想像することが出来る。

寶構榮煌接帝青、行營列峙火晶瑩、運斤巧闢攢
千柱、相杵歌長築萬釘、(殿基水泉湧涌、以木釘
萬枚築之、甘費鉅萬)雲
擁殿心圓寶蓋、風翻簷角響金鈴、險知帝力超前
古、側布端能動地靈。⁽¹⁵²⁾

次に大乾元寺については世祖本紀には出てゐないが、その次の成宗本紀の大德五年の條に、左の如き

記事がある。

戊戌賜昭應宮、興教寺地各百頃、興教仍賜鈔萬五
千錠、上都乾元寺地九千頃、鈔皆如興教之數、⁽¹⁵³⁾

と、又清の趙翼がその著陔餘叢考に「元時崇奉釋教之濫」と題する項に於いて、

元貞(成宗の最初の年號)初勅上都大都從前所撥
賜大乾元寺大興教寺大護國仁王寺酒店湖泊官爲
征收分給、⁽¹⁵⁴⁾

と書いてゐるが其出所を明かにしてゐない。然し上都に大乾元寺の存在してゐた事は之で確かである。

これに龍光華嚴寺と大乾元寺との兩寺が、上都に存在したことが明瞭となつて、佛祖統紀の記載が誤りないことになつたのである。大乾元寺についても一つ面白い問題がある、それは元帝國の國號とこの寺號との間に何等かの關係がありはしないかといふことである。劉秉忠傳に、「八年(至元)奏建國號曰大元」⁽¹⁵⁵⁾とあり、世祖本紀八年十一月の條に、劉秉忠

等の奏言によつて、國號を大元と建つることを記し更に大元の意味を説明して、「大元蓋取易經乾元之義」⁽¹⁵⁶⁾とあるに徴し、國號制定も子聰の奏請によつたことは、少しの疑を入れる餘地もないことである。それで上都開平の新設と共に、大乾元寺、龍光華嚴寺の兩寺を、城の西北隅と東北隅とに建てたといふことも、王城鎮護の意味からであつて、これも恐らく子聰の奏上によつたものであらうから、この大乾元寺の建設と大元國號の建言との間にも、何等かの連絡關係のあつたものではあるまいか。

而してこの上都開平の築城營寺の論功行賞とも思はるる元史の左の記事は、この間の消息を告ぐるものではなからうか。

中統二年六月庚申、賜僧子聰懷孟邢州田各五十頃。⁽¹⁵⁷⁾

即ち彼の故郷たる邢州及び其他に田地を下賜されたのである。

元初に於ける帝室と禪僧との關係に就いて

以上は子聰と世祖との關係の極く一端を、紹介したに過ぎない。自分は今茲でくゞしく、彼の政治上の活動を述ぶることは、敢へてしないつもりである。彼が世祖の幕下にあつて新都開築、國號建奏官規制定等は勿論、殖産驛站の開發、人口租稅の調査等、あらゆる世祖の政治施設にして、一として彼の助言に待たざるなきを見來れば、王鶚が「參帷幄之密謀、定社稷之大計、忠勤勞績被褒榮」⁽¹⁵⁸⁾と表言したのも、王磐が「若夫輔佐聖天子、開文明之治、立太平之基、光守成之業者、實惟太傅劉公爲稱首」⁽¹⁵⁹⁾と贊ぜしも、元史の撰者が劉氏の事蹟を列ねし後に、「皆自秉忠發之、爲一代成憲」⁽¹⁶⁰⁾と結びしも、決して溢美の言ではない。然れば至元元年に、太保參預中書省事に任ぜられた彼は、次いで光祿大夫を拜し、その死後太傅儀同三司文貞公を以て贈らるゝに至つたのも、決して偶然ではないのである。

至元十一年世祖に扈從して、上都に至り南屏山の

精舎に居し、秋八月壬戌の夜、儼然端坐し疾なくして逝いたとは、追に禪僧の佛を忍ばしむるものがある。かくて隠くれたる政治家彼れ子聰は五十九歳を以てこの世を去つた。世祖これを聞いて、嗟悼やまらずして群臣に向つて、次の言をなした。

秉忠三十餘年、小心愼密、不避艱危、事有可否、言無隱情、又其陰陽術數之精、占事知來、若合符契、惟朕知之、他人莫得預聞也。⁽¹⁰¹⁾

これを以て世祖の目に映つてゐた彼の人となりもよくわかるのである。

禮部侍郎趙秉溫が命をうけて、その喪を護つて大都に還り、その冬十月壬申に葬欲營葬をなし、一切の諸費用は皆内帑金を以て支出したことを以て見ても彼と世祖との關係の如何に密接であつたかを知るに十分であらうと思ふ。

(ハ) 世祖と至溫

子聰が世祖の股肱となつて、その偉業を輔佐した

ことは、前節に述べた通りであるが、その子聰と同郷なる至溫と世祖との關係を説いてこの論文を了らうと思ふ。

子聰と至溫とは同郷で、前者が後者より一歳の年長者であつた。この二人は幼時から非常に仲のよい遊び友達であり、喧嘩朋輩であつた。佛國普溫禪師塔銘に『太保劉文貞公長師一歳、少時相好也』⁽¹⁰²⁾と見えてゐる。彼は子聰と同じく邢州に生れ、俗姓は郝氏と言つた。諱は至溫、字其玉、全一と號した。幼時から聰敏で、常見と異つてゐる、彼が六歳のとき、その母について龐馬村の淨土院寂照和尚に見え、その勸めによつて佛門に入る。時恰も太祖の十八年で木華黎南征の際であつた爲めに、寂照は亂を避けて去つて遼西に隠れた。そこで彼は寂照の弟子辯菴訥に就て祝髮した。後庚寅(太宗の二年)に年僅に十五歳にして萬松行秀に謁し、その侍者となつたことは前述した通りである。子聰が筆を投じて慨嘆したの

は元史、神道碑共に子聰の十七歳のときであるから至温の十六歳のときで、即ち彼が萬松行秀の門に入つた翌年のことである。元史も神道碑も共に、子聰が自發的に世俗に出世せず、刀筆の吏となつてゐる位ならば、寧ろ出世間に入るに如かずとなして、出家したと傳へてゐるが、普温禪師塔銘によれば

劉公厭世故、思學道、師(至温)勸之爲僧、同參西京實勝明公。⁽¹⁶⁵⁾

とあつて、至温の勸誘によつて僧となつたやうである。⁽¹⁶⁴⁾然るに一方子聰は、海雲を通じて世祖に謁して帷幄の密謀に參じて、政治顧問となり、建言一として行はれざるなき親任を得たので、子聰はその竹馬の友たりし、尙ほ且つ己に出家をすゝめたる至温を世祖に推薦した。然るに彼は萬松の膝下に薰洵され禪的修養の境地にあるだけあつて、世祖の優遇任用の一事を拒んでゐる。

公(子聰)薦師(至温)可大用、得召見與語大悅、

元初に於ける帝室と禪僧との關係に就いて

將授以官、弗受曰、天下佛法流通臣僧之願、富貴非所望也。⁽¹⁶⁶⁾

と答へたと見えてゐるが、誠に禪僧らしい風格顯れて躍如たるものがある。この邊が子聰と至温の性格の違ふところであらう。とは言ふものの、世祖の優遇をすげなく振り拂ふも禮でないと思つたのか、それとも子聰の勸め切なるために友情に動かされてか、三年間潜邸に留り子聰と共に、帷幄にあつて奏上建言に盡す所あつたことは首肯されるのである。「留王庭多有贊益、居三歲遣還」⁽¹⁶⁷⁾とも塔銘は書いてゐる。その後憲宗の元年、海雲の釋教總統となるや彼は専らその旨を體して、中外に弘く布教傳道して大に輔佐をなしてゐる。世祖が雲南征伐の歸途、六盤山下に至つて彼に教門統攝の官を與へ、印を賜つたのも、是等の功勞を嘉した世祖一個の考からである。道佛論諍のとき、資聖寺統攝至温と出て來るのは、その役名を附してあるのである。

辯僞錄には、

蒙哥皇帝初壬子(憲宗の二年)春詔、以今上皇帝
征吐蕃及花馬大理等國……至六盤山、今巷主溫
公爲教門統攝、聚集天下各僧於清涼山⁽⁶⁷⁾

と見え、塔銘には、更に教門統攝の掌るべき領域を
も示してゐる。

世祖征雲南遠、劉公請承制、錫師號、曰佛國普
溫大禪師、總攝關西五路・河南・南京等路・太原
府路、邢、洛、滋、懷、孟等州僧尼之事、刻印以
賜師。⁽⁶⁸⁾

と、思ふに、彼は世祖の潜邸を辭した後は、その故
郷にあつて只管禪道布教に従事しつゝあつた。その
功によりて佛國普溫禪師の號を賜つたのである。⁽⁶⁹⁾中
統建元釋教大盛、僧衆賴之甚、思師之功焉⁽⁷⁰⁾とある
に見れば如何に彼が獻身的に教化に無倦であつたか
を想起することが出来る。憲宗の末年、道佛論諍に
參加したことは、前掲した通りであるから、こゝで

は言はぬ。

世祖の上都開平を開き、龍光華嚴寺を創むるに及
んで、招ぜられて之が住持となつた。⁽⁷⁰⁾十七名の道士
が論諍に敗れ、初の約に従つて削髮して僧となつた
のも、この至溫の龍光華嚴寺で行はれた事柄である。

彼は晩年に至り印綬を納めて、統攝の役を辭した
けれども、毎歲世祖は金を下賜された。然し彼れは
只修寺の外一切世味には泊如たること依然變ること
なく、後桓州の天官寺に隱居し常に得意の草書を書
いたり詩作に耽つて晩年を暮して⁽⁷¹⁾至元丁卯(四年)
五月二十二日疾を以てその地に逝いたのである。暑
に當つて儀形生けるが如しと書いてある。そのとき
彼は五十一歳であつた。

以上世祖を中心として海雲、子聰、至溫等の關係
を述べて來た。これを一層明瞭に且つ簡單に評する
は趙孟頫である。その文に曰く、

我世祖……維佛是敬、聞師(海雲)之名、若古賢

聖、嘗進一言、深入聖聽、不殺之仁、其利甚弘、

偉大弟子爲帝股肱、⁽¹⁷²⁾

と。元代唯一の英邁豪膽、機略縱横なる彼れ世祖が、太祖太宗の創業の迹を稟けて、能く海内を混一し、その鴻業の盛なる巍々然赫々然たる、素より世祖自身の政治的天稟と、天下の人材を登庸するの手腕の非凡なると、又太祖太宗の稜威の然らしむるにもよるべけれど、彼の背後にあつて、常に精神的或は物質的に建策に従事せる、隠れたる丞相、海雲、子聰、至溫等の力に待つ所多々あるを思へば、恰も我が徳川史上に於ける家康と天海僧正、崇傳和尚との關係を想起せしむるものがある。如上見來つたことによつて、如何に元の帝室と禪僧との關係が、密接なるものであつたか、少くとも國初數代の間には、その背後に禪僧の活動のあることを等閑に附してはならぬ。これによつて見るも、元代の佛教とし言へば、喇嘛教である、簡單に思ふ人々の誤りなることを、讀者は

元初に於ける帝室と禪僧との關係に就いて

諒知せられたことであらうと思ふ。

¹¹¹ 佛祖通載卷第三十二、海雲傳(同上、傳記部、致十一、三

¹¹² 十九丁表)

¹¹⁴ 同書、第三十五、(同上、五十四丁裏)

¹¹⁵ 元史卷百十五、裕宗傳、

¹¹⁶ 元史卷百〇七、表第二帝室世系、

¹¹⁷ 彰所知論は拔合思巴の著を沙羅巴が漢譯したるもので迷悟染淨

に互りて諸法の大要を説いたものである。器世界、情世界、道法、果法、無爲法の五品よりなる。卷尾に大徳十年十月克己の後序がついてゐる。その中に曰く「彰所知論、遍先皇裕宗皇帝聖明觀照……勸請帝師法王云々」と見えてゐる。佛祖通載には器世界、情世界の二品を卷頭に載せてゐる。通載の作者念常が情世界品の末尾に讚して曰く「今茲彰所知論、遍裕宗潛邸時、請師所說也」とあり、又王警が跋を奉じて撰したる帝師拔合思巴の行狀記といふものがあつて通載に載つてゐる、その中に明かに、「爲眞金皇太子、說器世界等彰所知論とあるに見れば正しく皇太子眞金の爲めに佛教の世界觀、人生觀を略説したるものである。(通載卷第二、二十二丁及び卷第三十二、四十一裏)

¹¹⁸ 同上、十二丁表、

¹¹⁹ 元史卷十三、世祖本紀、

¹²⁰ 元史卷百十五、裕宗傳、

¹²¹ 例へば成吉思が *Yebes* とやつて廣大の貌であるとか、忽必烈が *Kublai* とあつて化身の意味であるとか、帖木兒は *Temur* の對音で鐵のことであるとか言つたやうに、何か北方民族の言葉の對音ではなからうかと考へて見た。

Gliss 氏's A Chinese-English Dictionary p. 64 眞の條には、眞金線といふのが見えて、"real gold thread" と譯がついてゐるの
が一つあるが、あとは眞の條にも金の條にも、かうした熟字は
見當らぬ。

自分の見たものは四六二倍版の折本見たやうにした寫眞本であ
る。これは中々の希籍であるからとて横濱の原富太郎氏が先年
寫眞を撮つて本として名士に配つたものである。自分は恩輔黒
板博士の宅でこれを見つけた折に眞金なる熟語を發見した。本
の題箋に寶要抄として其の下に遍智院とあるのでその原本が如
何なる系統のものかといふ、大日本佛教全書の佛教書籍目錄
で繰つて見たが見當らぬ。然し同書四百十八頁に三寶院聖教目
録と題するもの内に遍智院本が六七種載つてゐるがその中に
混じて寶作抄、金寶抄、諸尊要抄等題する本のあるを見れば恐
らくは此種のもと同種のもであらうと思ふ。日本僧が鎌倉
時代に寫したものであらうと思はれる。

大方廣佛華嚴經、卷卅七、(縮刷版經、天秩、七十一丁裏)
十地品第二十六之四、第七地自智力のことを説いた所に「復於
佛所、恭敬聽法、聞已受持、獲如實三昧智慧光明、隨順修行、
譬如眞金、以衆妙寶、間錯莊嚴、轉更增勝、倍益光明、餘
莊嚴具、所不能及云云」とあり、又同經卷第七八、入法界品第
三十九ノ十九(同上、天秩四、八十五丁)に諸佛の智燈、菩薩摩
訶薩菩提心燈を説き來つて種々の譬喩を引ける所に、「善男子
如有藥汁名詞筆迦、人或得之、以其一兩摺千兩銅、悉成眞金、
非千兩銅能變此藥、菩薩摩訶薩亦復如是、以菩提心趣向智樂云
云」と見え、又同所の後の處に「譬如他化自在天王冠、闍浮檀
眞金天冠、欲界天子、諸莊嚴具皆不能及」とあつて如何なる莊

嚴具もこれに及ばぬと書いてゐる。
大乘本生心地觀經、卷第四、(同上、字秩二六、十一頁)厭捨品
第三、長者の愚子譬喩を説いて早く出家に趣いて善品を修すべ
きを説ける所に、「往彼(長者の愚子零落して樵人となる)山中
遇風雪、入於石窟而暫息、窟中住昔嚴妙寶、已經久遠無人知、
樵人得遇眞金藏、心懷躍躍生希有、尋時公認眞金寶、隨意所欲
悉用之、或以造舍或妻財、奴婢象馬并車乘、校計未末無能捨、群
賊因鹿到其前、是彼怨家會遇時、遂殺食人取金去、黑獺衆生亦
如是、石窟猶如世間宅、伏藏眞金比善根、瑛寶鬼使如劫賊、以
是因緣諸佛子、早起出家修善品云云」とある。

佩文韻府卷二十七、十二侵、金の條、「眞金」の題下に杜陽雜編
「滄州有金蓮花、研之如泥以間彩繪光輝煥爛與眞金無異」とあり
又李紳詩「假金方用眞金鏡若是眞金不鏡金」と見えてゐる。前
者は唐の蘇鶚の撰て代宗廣德元年より懿宗咸通十四年まで凡そ
十朝の事を記したものである。李紳は三俊と號し詩に巧みにし
て詩集も遺してゐる。前者は光啓二年の進士であり、後者は元
和の進士であるから共に中唐以後の人で佛典新譯の出來た以後
の人である。

辯偽錄卷第五の最後に載せてゐる。(同上、露秩十一、七十六丁
表)

明の李時珍の校正本草綱目、金石部第八卷、金石之一、一丁、
「集解」の條。

同上同書、二丁表裏、B. Lardier 氏近著 Sino-Japanica, pp. 509

一五〇に此處を英譯して細な注を附けてゐる、此方面の研究者
は一讀すべき價值あるものである。
女眞完顏部から起つた阿骨打が國號を金と建てたことは誰れも

141 140 139 138 137 136 135 134 133 132 131

知つてゐる。その理由とする所を見るに、頗る興味あるものがある。厲鶚の撰した遼史拾遺卷十一に金太祖實録を引用して、「太祖先爲完顏部人、以遼天慶五年建國、日逐以鑪鐵爲國號、鑪鐵雖堅終有銷壞、唯金一色、最爲珍寶、自今本國可號大金、」とこれ女真族が金を尊崇珍重して國號としたものであらう。これは後のことであるが清朝も最初は金と國號を建てたのも同一理由に基くものであらう。恩師市村博士、清朝國號考（東洋協會調查部學術報告第一冊、明治四十二年七月發行一二九—一五八頁）に詳細の考證を出されてゐる。蒙古では金を *sheng* と言つて元朝秘史には阿勒壇といふ人名が數箇所に見えてゐる。

佛祖通載卷第三十五、（同上、致快十一、五十四丁裏）
同書同卷、五十五丁裏、
同書卷第三十二、三十九丁裏。

雲中は宋の府名である遼金代には西京大同府と言つてゐる所、今の山西の大同府のことである。

王磐の撰にかゝる神道碑銘と元史卷百五十七劉秉忠傳參照。

佛祖通載卷第三十二、（同上、致快十一、四十四丁裏裏）

元史の劉秉忠傳は恐らくこの神道碑によれるものならん、元史の編者は只忠實に神道碑を引寫したるにとゞまり別に研究せざりしなるべく從て神道碑にないことは元史もこれを缺いてゐるのである。

同書、同卷、三十九丁裏、
元史卷五、世祖本紀、
元史卷四、世祖本紀に、「歲丙辰春二月命僧子聰○于桓州東深
水北、城開平府、經營宮室」と見えてゐる。
元史卷四、世祖本紀に「中統二年六月庚申、賜僧子聰○懷、孟、邢

元初に於ける帝室と禪僧との關係に就いて

144 143 142 141 140 139 138 137 136 135 134 133 132 131

州田各五十頃」とある。

佛祖通載卷第三十二、四十丁裏、
元史卷百五十七、劉秉忠傳、

劉秉忠即ち子聰の出家したことに就いては神道碑、元史共に天寧寺の虚照禪師に就いて披刺して僧となつたと見えてゐる。所が佛國普溫禪師の塔銘には「劉公厭世故思學道、師至溫、勸之爲僧、同參西京實勝明公」とある。然るに又臨濟正宗碑銘には可菴明公が度したと書いてある。この三史料は各々別々であるがこの三者は實は同一の人を言つてゐるのであらうか將又全く別人を指してゐるのであらうか、遺憾ながら自分の今迄の調査では不明である。尤も禪宗では剃髮得度の師と嗣法するときの師とは必ずも一致しないやうである。或人は同一の師からこれを受け或人は全く異つた師からこれを禀ける。夫故今俄にこの三師家の別不別を論定することは出来ない。暫く後日の研究に待つことにする。この碑文は二年武宗の敕を奉じて内翰趙孟頫の撰する所のものである。佛祖通載卷第三十五、（同上、五十八丁裏裏）

146 佛祖統紀全五十五卷、四明彌泉州沙門志磐を主宰として宋皇祐戊午六年（元憲宗八年、西紀一二五八年）より十二年間を費して宋咸淳五年（元世祖中統六年）に完成したるものである。今は佛祖統紀卷四十九、三百十三丁表（續藏經收本による四六二倍版のもの）

147 146 145 144 143 142 141 140 139 138 137 136 135 134 133 132 131

元史卷五、世祖本紀、
元史卷百五十七、劉秉忠傳、
續藏錄卷第三、
佛祖通載卷第三十五、同上、致快十一、五十九丁裏裏。

第一二卷 一一三

元初に於ける帝室と禪僧との關係に就いて

第二卷 一二四

160 辯偽錄卷第五、(同上、釋快十一、七十四丁表)、この記事からしても中統二年とした佛祖統紀の建寺の年代は誤りがあることが證せられる。

161 元史卷百七十二、莫禎傳、大德の初翰林國史院檢閱記に薦められ後翰林文字同知制誥兼國史院編修官となり累進して至治元年侍講學士となつた人で、「朝廷制冊勅臣碑銘多出其手」と見えてゐる、泰定の初辭して歸り四年六十一歳にて卒す。

162 清の金志章撰、口北三廳志卷十五、藝文四、滿蒙叢書第二册、六百十七頁、元の蘇天爵の編にかゝる元文類卷二十二に莫禎の文せる「上都華嚴寺碑」と題せる中に「乾良二隔立二佛寺、曰乾元、曰龍光華嚴」と出でゐる。これに愈々佛祖統紀の記載が確められる譯である。

163 元史卷二十、成宗本紀、大德五年の條、清の趙翼著陔餘叢考、卷十八、「元時崇奉釋教之濫」元史卷百五十七、劉秉忠傳、

164 元史卷七、世祖本紀、元史卷四、世祖本紀、佛祖通載卷第三十二、及び元史劉秉忠傳、

165 同上、元史卷百五十七、劉秉忠傳、佛祖通載卷第三十二、(同上四十四丁裏)

166 佛祖通載卷第三十六、(同上五十九丁表裏) 同書、(同上、同頁)

167 前注 144 參照、佛祖通載卷第三十五、(同五十九丁裏)

168 辯偽錄卷第四、

170 168 169 佛祖通載卷第三十五、五十九丁裏、至溫が華嚴寺に何時住持となつたかは不明であるが住持であつた證據はある。五燈會元綴略は其傳を記するに際し「上都華嚴寺全一、至溫禪師、邢州郝氏子」と書出してゐる。又例の塔銘に龍光華嚴寺の開平創始と共に創建の條に、「……浮圖氏以寂滅爲宗而材器文辯如溫公亦豈常人之流哉、敢叙而表之至溫を褒め來つてその後をうけて「維昔世皇世祖、始理開平、作其潛藩、有宮有城、顯贖東隅、命建仁祠、龍光是名、權輿來尸、僧有家英、氣如虹霓、辯如風雨、縱橫凌厲云云」と見えてゐる。これ龍光華嚴寺の建つやはじめて來り尸りしもの至溫であることを傳へてゐるものである、(同上、五十九丁裏) して見れば道佛の評論の後間もなく少くとも戊午の年七月十一日には龍光寺へ住職してゐたことになり龍光寺の出來た年も宮殿の出來と殆ど前後して出來上つたものであるらしい。

171 同書(五十九丁裏)塔銘に、百家諸子之言、多所涉獵、又善章書……爲詩爲書、詩揚宗風、書縱逸趣とある。

172 臨濟正宗之碑、佛祖通載卷第三十五、前第十一卷、五六〇頁、上段末行、六五一頁、下段十一行、五六七頁、下段十九行等に常念とあるは常念の誤りにつき訂正す。

(完)